

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 芝山工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書21-9-2 吹付けコンクリート工 特記仕様書 17-2 建設副産物の活用等	特記仕様書21-9-2 吹付けコンクリート工に鏡面の吹付けコンクリートの撤去、処分を含むとありますが、特記仕様書17-2 建設副産物の活用等に吹付コンクリート工の記載がありませんので、数量・活用方法等をご教示下さい。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
2	特記仕様書21-9-1 トンネル掘削工 (4)工事用水	工事用水は無償支給で単価に含まれないと考えてよろしいでしょうか。また、年間を通して安定的な取水は可能でしょうか。ご教示下さい。	工事用水は特記仕様書 21-9-1 (4)に示すとおりです。 なお、年間を通して安定的な供給が可能なものとお考えください。
3	特記仕様書21-9-1 トンネル掘削工 (5)受電位置	受注者の責で電力量を変更する場合は、受注者で関係機関と協議を行い、必要な対策を求められた場合でも、その費用は別途支払いを行わないものとするとありますが、電力量の変更を伴わないフリッカ対策は別途協議の対象でしょうか。ご教示下さい。	受注者の責に帰さない理由によりフリッカ対策が必要となった場合は別途協議対象となります。
4	特記仕様書 22-7-1 対象となる資材等	特記仕様書に骨材 C-40は調達地域等が茨城県笠間市と記載されています。C-40は建設物価、積算資料の成田地区で単価の記載がありますが、茨城県笠間市で調達し、材料単価は購入費用に輸送費等を加えた単価と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	そのとおりお考えください。
5	特記仕様書 21-2-2 盛土工B	他工事から搬入される盛土に使用する材料の土質区分をご教示下さい。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。